

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録
目 次

第 1 号（2月8日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	11
議案第3号	12
議案第4号	13
一般質問	19
閉会の宣告	20
署名議員	21

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第299号
令和6年1月29日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 伊 藤 仁

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に
ついて（通知）

本日、管理者から令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和6年2月8日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

令和6年1月29日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 芝 田 裕 美

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

令和6年2月8日(木)

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
日程第7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	寺本真理	議員	2番	徳本光香	議員
3番	村越誠	議員	4番	後関俊一	議員
5番	広沢修司	議員	6番	鈴木清丞	議員
7番	森谷宏	議員	8番	平田新子	議員
9番	円谷憲人	議員	10番	小易和彦	議員
11番	伊藤仁	議員	12番	塚本竜太郎	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管	理	者	芝	田	裕	美	君		
副	管	理	者	太	田	和	美	君	
副	管	理	者	笠	井	喜	久	雄	君
監	査	委	員	吉	川	正	昭	君	

会計管理者	大 伯 昌 司 君
事務局 長	萩 原 勝 君
事務局 次 長	野 澤 孝 夫 君
事務局 副 参 事	小 林 一 秀 君
あじさい 所 長	野 澤 孝 夫 君
しらさぎ 所 長	栗 原 稔 君
周辺 整 備 室 長	小 林 一 秀 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	原 晃 一
白井市環境課長	竹 田 忠 夫
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中 川 聡

事務局職員出席者

総務課長補佐	沼 中 裕 一 郎
総務課庶務係長	篠 宮 武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 皆様、本日はご多用中の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

開会に先立ちまして、1月1日に発生しました能登半島地震で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震で犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

それでは、黙祷を始めます。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（伊藤 仁議員） 黙祷を終わります。

ご着席ください。ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）、議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上4件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎諸般の報告

○議長（伊藤 仁議員） ないようですので、日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 仁議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、7番、森谷宏議員、8番、平田新子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤 仁議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（伊藤 仁議員） それでは、ここで管理者から招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（芝田裕美君） 令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地域での救助活動、復旧活動に従事されている方々に深く敬意を表します。皆様の安全確保、そして一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただきます案件は議案4件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

都市公園事業につきましては、第2期、第3期整備エリアの用地取得及び実施設計業務に着手し、周辺整備計画の実現に向け、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与水準の適正化を図るため、所用の特例を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするもの、その他所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）につき

ましては、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等を勘案し、準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が一部改正したことなどから、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ35億332万5,000円とするもので、前年度と比較し、率にして1.8%、額にして6,166万7,000円の増となっております。増の主な要因は、し尿処理費の設備更新事業、ごみ処理費の施設延命化対策事業及び周辺整備費の都市公園整備事業に係る元金償還開始による公債費が増加したことによるものとなっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議案第1号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第1号を御覧ください。本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、令和5年鎌ヶ谷市議会12月会議におきまして給料月額を2%削減する条例案が提出され、可決されたことから、当組合においても、給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。第1条は、職員の給与の特例を定めたもので、第1項は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間及び令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を給与として支給することを定めたものでございます。

第2項は、退職者に関する規定を定めたもので、第1号は、公務災害等による退職者については、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を、第2号は、結核性疾患または心身の故障による退職者については、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号は、刑事事件に関し起訴をされた場合は、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額に相当する割合を乗じて得た額をそれぞれ減じて支給することを定めたものでございます。

第3項は、給与が減じられて支給される適用職員、第4項は、育児休業の部分休業、第5項は、介

護休暇及び介護時間の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給与の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

附則第2項では、令和4年2月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については廃止することを規定しております。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願い申し上げます。

事前に通告のありました鈴木議員、徳本議員について質疑を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、議案第1号に関して質問させていただきます。

この特例に関する条例というか、特例に関する条例の議案ですが、鎌ヶ谷市の給与に従うという、準用するというところは分かりますが、この特例自身を準用する必要性があるのかどうか、その辺をしっかりと議論すべきではないのかなというふうに思いますので、この条例制定、議案提案の経緯に関して、まず1点明らかにしていただきたいなと思います。

2点目、柏市、白井市、鎌ヶ谷市で同様な条例があるのかどうか、回答をお願いいたします。

3点目、この条例制定による令和6年度の予算の影響額、要はこの議案を可決した場合にどれぐらいの効果があるのかどうか、その金額に関してお示してください。

以上3問、質問させていただきます。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例についてお答えいたします。

初めに、条例制定、提案の経緯についてでございますが、給与水準の適正化を図るため、平成25年から実施しているものであり、給与条例を準用する鎌ヶ谷市においても同様の減額措置を実施しているところでございます。

次に、当組合構成団体である柏市、白井市、鎌ヶ谷市で同様な条例があるかとのことでございますが、柏市及び白井市では、当組合がご提案させていただきましたような条例はございません。また、当組合が給与条例を準用しております鎌ヶ谷市につきましては、令和5年鎌ヶ谷市議会定例会12月会

議で、一般職の職員の給与水準の適正化を図るため、同様の特例措置を延長する給与の特例に関する条例の一部改正を可決しております。

最後に、対象となる職員への影響額についてでございますが、対象職員は組合職員22名のうち16名が減額措置の対象となり、令和6年度では全体で年間約78万円の減額となる試算でございます。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） では、第2問で、要望ではないですが、意見を述べさせていただきたいと思います。

今答弁がありましたように、3自治体のうち2自治体はこうした給与を下げるような条例はないということが明らかになりました。柏市でも給与を上げていこうという立場で進めております。特に最近の物価高騰により、一般の方々を含めまして、大変生活が厳しくなっていると思います。そういう中であって、わざわざ給与を上げておきながら、また減額するというような措置をすることが本当に必要なかどうか、私は疑問に思っております。並びに今示されましたように、年間の影響額は78万円という額であります。これを大きく見るのか小さく見るのかというのはいろんな観点がありますが、職員の皆さんに頑張って仕事をしていただくためには、私はこの条例は不要ではないかと思えます。という意見を申し述べて第2問とさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の質疑を終結いたします。

次に、徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、この議案第1号について3つの質問をさせていただきます。

まず、適用される6か月間に減給されている合計額は幾らでしょうか。特に一番多い方についてお聞きしたいと思います。

2つ目は、減給についての職員の方々からの意見を聴取したかどうか。聞いていれば、その内容をお聞きしたいと思います。

3つ目が、人事院勧告に従って給与額を上げたことと今回減給すること、この矛盾する2つの方針の整合性についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例についてお答えいたします。

初めに、影響を一番多く受ける職員で6か月間に減給される合計額でございますが、今回の減額措置についての影響額について、管理職1人当たりの平均影響額でお答えいたしますと、6か月で約5

万3,000円の減額となる試算でございます。

次に、減給に対する職員への聞き取りでございますが、個々の職員の意見聴取は行っておりませんが、当組合で減額措置の対象となる職員が多く参加している部内会議により、今回の上程議案における内容確認などは行っているところでございます。

最後に、人事院勧告に基づき給与額を上げたことと今回の減額についての整合性についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告は職員の給与を社会一般の情勢に適用した適正なものとする機能等を有するものであり、月例給におきましても、民間企業従業員の給与、役職段階、学歴等同等な者同士で比較し、対応したものと認識しております。今回の減額措置におきましては、鎌ヶ谷市と同様に給与水準の適正化を図るために実施しているものであり、他団体と比較して著しく低い給与水準となることなどないことから、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に反するものではないものと認識しております。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） お考えは分かりました。私の考えについては討論で述べますので、追加の質問はございません。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました徳本議員について討論を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 議案第1号に反対の討論をいたします。

まず、お答えいただいたように、管理職の方々の平均の6か月での合計減給額が約5万3,000円というところで、もっと多く給与が下がる方もいらっしゃるというふうに理解しました。

それから、以前白井市でもこういったことはありましたが、意見は聴取してくれたのです。それで数名の方が、モチベーションが下がるですとか、そういったことは、反映はされなかったけれども、意見は聴取してくれたということもありまして、やはり市民サービスを守るためにも、一番根幹となる職員さんの給与ですので、内容を確認するだけでなく、意見も聞いてみていただきたかったという思いがあります。

また、給与を鎌ヶ谷市さんでも上げたことと今回下げたことの矛盾について、人事院勧告の給与レベルと比べて、それから他団体と比べて著しく低くはないので、趣旨に反するものではないということだったのですが、そもそも世界の中で今日本だけが、先進国と言えるかどうかというところも今あると思いますけれども、先進国の中で最も給与が上がらないという国になっていて、人事院勧告のとおり上げたとして、まだまだ低いという状況だと思っています。先ほど鈴木議員が聞いてくださったことで分かったのは、令和6年度予算では合計78万円の歳出減になるということでしたが、全体の事

業規模を考えますと、78万円職員さんの給料を削って出したとて、それは少ないなと思いますし、ただし平均1人5万3,000円減らされるとなると、個々の職員さんにとっては大きなことだと私は感じていますので、基の条例をつくられた鎌ヶ谷市におかれましては、世界的に給与を上げている、日本もそういう方針で総理ですら表明はしていると思いますので、ぜひこういった条例は今後はなくす方向で検討していただきたいと思い、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第2号及び条例新旧対照表3ページからを御覧ください。本案は、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から地方自治法が改正されたことにより、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするもの、その他所要の改正をするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。議案第2号の3ページ及び新旧対照表の3ページを御覧ください。第2条は、定義について定めるもので、「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改めるものでございます。

第12条第3項は、「定めと合計」を「定めとの合計」に改めるものでございます。

第12条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について定めるもので、フルタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する規定である第12条第1項に倣い、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、常勤職員の勤勉手当の支給に係る給与条例の規定を準用することとしています。

第14条は、「それぞれの基準日現在」を「それぞれその基準日現在」に改め、「、若しくは失職し」

を削るものでございます。

第14条の2は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について定めるもので、パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する規定である第14条第1項に倣い、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について、常勤職員の勤勉手当の支給に係る給与条例の規定を準用することとしています。

最後に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

附則第2項では、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例について、会計年度任用職員に係る部分の削除等を行うものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第5、議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。本案は、令和5年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等を勘案し、準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が一部改正したことなどから補正するものでございます。

それでは、1ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、歳出で2款1項総務管理費を96万3,000円増額、3款1項清掃費を121万1,000円増額し、これらの財源として5款1項基金費を217万4,000円減額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明いたします。4ページ、5ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費で給料を33万9,000円増額、職員手当等を49万4,000円増額、共済費を13万円増額、合計96万3,000円の増額となります。

3款1項1目し尿処理費では、給料を3万3,000円増額、職員手当等を13万円増額、共済費を2万4,000円増額、合計18万7,000円の増額となります。

2目ごみ処理費では、給料を15万5,000円増額、職員手当等を37万5,000円増額、共済費を16万6,000円増額、合計69万6,000円の増額となります。

6ページ、7ページを御覧ください。4目周辺整備費では、給料を10万8,000円増額、職員手当等を17万円増額、共済費を5万円増額、合計32万8,000円の増額となります。

次に、5款1項1目財政調整基金費につきましては、歳出の2款1項総務管理費、3款1項1目し尿処理費、2目ごみ処理費、4目周辺整備費の増額補正分を財政調整基金からの財源とするため、217万4,000円を減額補正するものでございます。

なお、歳出の事項別明細書につきましては2ページから7ページに記載のとおりで、8ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第3号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 令和5年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第6、議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たりましては、経済見通しが厳しい状況を踏まえながら、限られた財源で安定した組合事業を着実に推進するよう、関係市や各課との連携を強化し、効率的で効果的な予算編成に努めるものといたしました。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。第1条は、歳入歳出それぞれ予算総額を35億332万

5,000円とし、第2条は、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は、同一款内における人件費の流用について定めるものでございます。

2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、施設延命化対策事業などに係る公債費の元金償還開始に伴う増額の影響もあり、前年度比6,166万7,000円増となり、それぞれ35億332万5,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、地方債につきましては、都市公園整備事業に対し、限度額を2,070万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入歳出とも前年度と比較して主に増減額の大きい項目についてご説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比2,168万6,000円減の29億2,834万6,000円を計上するものでございます。

構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が9億9,084万6,000円で、前年度比1,301万6,000円の減、白井市が1億5,624万2,000円で、前年度比12万6,000円の減、鎌ヶ谷市が17億8,125万8,000円で、前年度比854万4,000円の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。2款使用料及び手数料でございます。2項1目手数料につきましては、し尿及びごみともに搬入量実績で積算し、し尿手数料では浄化槽汚泥搬入量が減少し、ごみ手数料では一般廃棄物処理手数料の可燃及び不燃性粗大ごみが減少していることから、使用料及び手数料の合計で前年度比565万9,000円減の2億8,499万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。3款国庫支出金でございます。1項1目1節周辺整備費補助金につきましては、都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金で1,150万円を計上いたしました。

5款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、当該年度の補正財源として、前年度比3,757万3,000円増の5,864万7,000円を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、構成市ごとの繰越金額を、柏市分4,510万1,000円、白井市分362万3,000円、鎌ヶ谷市分7,877万5,000円とするもので、前年度比3,215万4,000円増の1億2,749万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。7款1項1目雑入につきましては、前年度比214万8,000円増の6,883万4,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払いの増加やペットボトル有償入札拠出金の増加が見込まれることによるものでございます。

8款1項組合債につきましては、地方債の借入れを予定していることから、都市公園整備事業の

財源として2,070万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比6,166万7,000円増の35億332万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページから21ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費につきましては、人事異動の影響により前年度比545万8,000円減の8,458万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、22ページから25ページを御覧ください。3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比2,112万9,000円減の3億9,174万9,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、アクアセンターあじさいの管理運営に要する経費において需用費の光熱水費が減少することから減額となったものでございます。

続きまして、24ページから29ページを御覧ください。2目ごみ処理費につきましては、前年度比1億2,317万1,000円減の11億8,306万4,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、ごみ処理事務に要する経費では、委託料で一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定業務委託が完了予定であること、またクリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費では、需用費及び工事請負費が減少することから、減額となったものでございます。

続きまして、28ページから31ページを御覧ください。3目共同化処理費につきましては、前年度比1,957万8,000円増の11億2,483万円を計上するものでございます。増額の主な要因は、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費（柏市分）では、ごみ収集運搬業務委託で労務単価や車両関係費などの増加により増額したことや、ごみ処理の構成市単独処理に要する経費（鎌ヶ谷市分）では、施設運営維持管理業務委託の各設備の修繕項目の増加やリサイクルセンターの資源手選別室屋上他防水改修工事などを計上したことから、増額するものでございます。

続きまして、32ページから37ページを御覧ください。4目周辺整備費につきましては、前年度比2,698万6,000円増の3億3,719万9,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、選定委員報酬では、令和7年度からのさわやかプラザ軽井沢次期指定管理者選定に係る候補者選定委員会の開催に当たり、指定管理者候補者選定委員会委員報酬を計上し、都市公園整備事業では、都市公園用地購入等のため、委託料や公有財産購入費を計上したことから、増額するものでございます。

続きまして、36ページ、37ページを御覧ください。4款公債費でございますが、前年度比1億6,477万6,000円増の3億4,947万9,000円を計上するものでございます。内容は、平成26、27年度に実施したダイオキシン類対策事業に係る地方債償還金のほか、アクアセンターあじさいにおける設備更新事業、クリーンセンターしらさぎにおける施設延命化対策事業及び周辺整備室における都市公園整備事業に係る地方債償還金によるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。6款予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比6,166万7,000円増の35億332万5,000円を計上するものでございます。

以上で議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました徳本議員に質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、議案第4号について、まず3問質問いたします。

1つ目が藤ヶ谷ふれあいセンターについてで、歳入が11ページ、歳出が35ページに該当しますが、この藤ヶ谷ふれあいセンターの歳出についてが169万円、歳入が1万2,000円ということで、アンバランスさがあると思いますが、予算を組む上で何かこれについて検討工夫したことがあるのでしょうか。

2つ目が、大きな質問になりますが、特により一層歳出削減に努められたということで、工夫されたことの具体的な内容について伺います。

そして、3つ目ですが、柏市の今後の動向について、来年度予算に影響や反映されている部分があるかどうかお聞きします。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 令和6年度の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてお答えいたします。

初めに、藤ヶ谷ふれあいセンターの歳出と歳入についてでございますが、藤ヶ谷ふれあいセンターは、廃棄物処理施設建設時の藤ヶ谷地区住民との約束事項の一つとして建設されたものであり、地域住民の交流の場を確保し、住民福祉の増進と文化の向上を目的とする地域還元のための多目的施設でございます。予算の計上でございますが、歳出につきましては、施設の維持管理や運営に必要な経費を計上しております。歳入につきましては、地域の方々が利用しやすいよう使用料を設定しており、歳入、歳出とも適正であるものと認識しております。

次に、より一層歳出の削減に取り組んだ具体的な内容でございますが、廃棄物処理施設の安全かつ安心した操業を念頭に置き、し尿処理施設では、設備の劣化状況を踏まえた工事項目の選定などによる工事請負費の減額、ごみ処理施設では、光熱水費が基幹的設備改良工事の効果などによる電気使用量の減少、電気料金に係る契約電力の見直しや燃料費等調整単価の減少に伴い、削減が可能となりました。また、その他の施設につきましても、適正な需要予測に基づき、歳出削減に努めたところでございます。

最後に、柏市及び鎌ヶ谷市のごみの共同化における協議に係る予算に対する影響でございますが、

事務的な協議を行っている段階であり、現時点において予算に影響及び反映している部分はございません。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、追加の質問をさせていただきます。

1問目の藤ヶ谷ふれあいセンターについては、特に追加の質問はないのですが、利用しやすいように1時間100円というのはいい設定だなというふうに思っているのですが、これを値上げしろという意図で質問したものではないです。ただ、ちょっと予算を見ているとバランスが悪いなというふうに感じたので、これについては今後自分も勉強して、何か工夫できる点を提案できたらいいなというふうに思っています。

再質問をするのは、2問目の歳出削減の具体的な内容のところなのですが、1つ目に、予算の概要のところにも説明があったのですが、し尿処理施設設備の劣化状況を踏まえた工事の項目の選定をしたというふうにあります。これについては、つまり12の数の委託料を払っている点検業務などがあるのですが、これを精査して、更新工事を特に今必要なものに絞ったということなのでしょうか。

2つ目がごみ処理費についてです。これについて、修繕する設備が増えたという説明でした。その上でも、使用量の削減や燃料費等調整単価の減少で、全体で1億1,300万円の減額になる予定だそうです。その内容、内訳について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 初めに、アクアセンターあじさいの工事項目の選定につきましては、12節委託料で実施している定期点検業務委託の結果や施設運転管理上における日常点検などにより、施設の劣化状況や設備の稼働状況を踏まえ、優先順位をつけ、選定しております。

次に、クリーンセンターしらさぎの管理運営に要する経費が前年度当初予算に比べ全体で1億1,300万円の減額となった内訳でございますが、需用費の消耗品費で薬品購入量や消耗部品の購入量の減少により約1,170万円の減額、燃料費で焼却用灯油の購入量の減少により約510万円の減額、光熱水費でクリーンセンターしらさぎ基幹的設備改良工事の実施により、省電力化の効果や電気料金の算定に含まれる燃料費等調整単価などが減少したことから、約9,450万円の減額、工事請負費で工事項目の減少により約7,540万円の減額、合わせて1億8,670万円減額した一方で、需用費の修繕料で修繕項目の増加により約6,650万円の増額、委託料で定期点検業務委託の増額や3年ごとに実施する精密機能検査業務委託の計上により約720万円の増額、合わせて約7,370万円の増額となったことから、増額分と減額分の差引きで約1億1,300万円の減額となったものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました徳本議員について討論を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算について反対の討論をいたします。

説明も聞きまして、いろいろ歳出の項目については、ただ自動的に更新するのではなくて、状況を踏まえて必要なものに絞っていただいて、工夫してくださっているということが分かりました。そうしたことはぜひ続けていただきたいなというふうに思っています。また、この通告式の質問にまだ慣れていなくて、その後いっぱい質問したいことが出たのですが、それはできないので、資料などから酌み取ったことで理由を述べます。

まず1つ目が、ごみ搬入量というのは、過去の実績から算出するというのは理解しているのですが、2.2%の減ということで、可燃ごみは1.5%減ということでした。白井市はこのごみの部分では関わっていませんけれども、せっかく3市でやっているものですから、もっとこのごみ削減というのを強化していただきたい。プラスチックごみの対策なども啓蒙していただきたいと思っていて、301万円分減になるということだったのですが、さらに減らせるのではないかとというふうに思っています。1つ紹介しますと、白井市で出前講座という形でごみ減量の講座をやってくださっていて、市民と一緒に受けたのですが、水切りをしっかりとするという、8割方絞るというだけでも何千万円という、白井市の自校式給食の1年の運営費ぐらい出せるということが分かって、すごい資料だなと思いました。なので、それを徹底するだけでも、この規模でしたら相当なごみの量を減らせるのではないかと考えています。

2つ目が、指定管理者制度というのは取り続けるべきではないという考えからです。やはり利用者の声というのを職員さん自らが聞いていただきたいですし、委託してしまうと、職員さん自身の経験としても積み上げにならないということから、公的機関は直営にして、よりよいサービスにしてほしいと考えています。

3つ目は、1つ目の議案でも反映されたように、職員さんの給与が下げられることも反映された内容になっているということです。根本的に日本がもともと賃金が低いということがありますし、人事院勧告に従って少し上げるというだけではなくて、やはり公的機関として賃金アップのお手本になってほしいという思いがあります。

4つ目は、特別職人件費と議員報酬は要らないと思っているということです。自分もここに任命されて驚いたのですが、本年度でいいますと、3市の首長さん3人分で、給与明細がついている資料で見ましたら、3名でボーナスつきで37万8,000円でした。それから、議員12名は、ボーナスつき、これ

も驚いたのですが、136万4,000円です。合計すると174万2,000円で、先ほど78万円職員さんの給与が削られることになりましたが、そこに充てれば、維持してもおつりが来ますし、むしろ給与アップできるのではないかというふうに思いました。こうしたことから、人件費の面やごみ削減という点でもっと努力していただきたいと思い、反対の討論といたします。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立多数でございます。

よって、議案第4号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（伊藤 仁議員） 日程第7、一般質問を行います。

事前に通告のありました鈴木議員について質問を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 能登半島地震で大変大きな災害が起きております。その中で、ガレキなどの災害ごみも多数出ていると報道では聞いております。石川県全体で何十年分ものガレキの処理が必要だと、かかるだろうというふうにも言われております。そういう中で、私ども柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合としても、ガレキ処分という中で何かお手伝いできることはないのか、この辺に関してどのように判断されているのかお聞きしたいなと思っております。並びに能登半島地震による被災及び復旧支援の中で、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合として準備をしておくべき課題が何か今の段階で見つかったのであれば、それに関して表明をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（萩原 勝君） 能登半島地震で発生した災害ごみについてのご質問にお答えいたします。

大規模災害の発災後における災害ごみに関する支援としましては、ごみ収集車の派遣による収集支援、災害ごみや生活ごみの広域的な受入れによる処理支援、職員の派遣による業務支援などがございます。今回被災した県が国に広域支援を要請し、国から各都道府県を通じて市町村や一部事務組合との支援調整を行うことになると考えられることから、千葉県からの要請があった場合には、地元住民の皆様のご理解をいただきながら、対応可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

次に、今回の地震による被災及び復旧支援の中で、組合として準備しておくべき新たな事象が発見

されたかについてお答えいたします。大規模災害の発災後に当組合の廃棄物処理施設が正常に稼働しない場合には、住民の生活環境や公衆衛生の悪化を招くだけにとどまらず、迅速なまちの復旧作業にも支障が出るものと認識しております。このため、当組合におきましては、平成30年度に廃棄物処理施設における危機管理マニュアルを策定し、平時から必要な資材や機材等の備蓄を行うことで発災時の廃棄物処理体制を確保するとともに、当組合の施設が被災した場合には、国や県、構成団体と連携しながら、他の自治体等と締結している災害時の廃棄物処理に関する協定などにに基づき、広域的な相互協力体制を構築することとして有事に備えております。現時点で新たに準備しておく事象はございませんが、今後追加すべき事象があった場合には、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、災害時の廃棄物処理に備えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） ありがとうございます。ぜひ今後とも能登半島の被災に対して支援できることは積極的に活動していただければと思います。お願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4時01分 閉 会

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 伊 藤 仁

署名議員 森 谷 宏

署名議員 平 田 新 子